

## 神宮外苑地区のまちづくりにおける樹木の保全に関する意見書（案）

神宮外苑地区のまちづくりについては、現在、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「JSC」という。）をはじめとする再開発事業者が、新ラグビー場の整備に向け、神宮第二球場の解体工事に着手しており、解体工事の支障となる樹木について、令和5年9月以降に伐採及び移植する予定としている。

再開発事業者は都に対し、令和4年8月18日付文書で「具体的な整備計画の検討に際しては、設計・施工者、樹木医、事業者が一体となり環境・樹木保全への配慮を確実に遂行していく」と報告した。また、東京都環境影響評価審議会における審議等を踏まえ、令和5年1月20日に公示された環境影響評価書では、「ラグビー場の詳細な形状については、今後、新ラグビー場設計者に対して、既存樹木の保全等に留意したデザインなどについて、引き続き検討することを要請する。今後、改めて既存樹木について設計、施工の両面からの工夫により、保存又は移植を検討する」としている。

しかし、再開発事業者から既存樹木の保全等の検討結果が示されていないことから、都は、令和5年9月12日に、新ラグビー場敷地の既存樹木の伐採に着手する前までに、環境影響評価書で示された検討を行った結果として樹木の保全に関する具体的な見直し案を提示するよう再開発事業者に要請を行った。

新ラグビー場の整備による樹木伐採において、JSCをはじめとする再開発事業者には大きな責任がある。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請する。

- 1 樹木の保全に関する具体的な見直し案を提示するよう、神宮外苑地区の再開発事業者に要請すること。
- 2 見直し案が提示されるまでは樹木の伐採及び移植を中止するよう、神宮外苑地区の再開発事業者に要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年10月 日

東京都議会議長 三宅 しげき

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
文部科学大臣  
国土交通大臣  
環境大臣

} 宛て